

外来生物法の見直しと侵略的外来魚の取り扱い

滋賀県立琵琶湖博物館 中井 克樹

2005年に施行された外来生物法は、アメリカザリガニとアカミミガメへの対策を盛り込む形で見直しを検討されていることが昨今、報道されている。2014年の改正以来となる外来生物法の見直しは、「外来生物法施行状況評価検討会」（2020年に3回開催）に始まり「外来生物対策のあり方検討会」（2021年に5回開催）での審議を経て「外来生物対策の今後のあり方に関する提言」として2021年8月6日に取りまとめられた。そして、この提言をもとに、中央環境審議会自然環境部野生生物小委員会において「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について（答申）」（<https://www.env.go.jp/press/files/jp/117289.pdf>）が、パブリックコメント（2021年10月15日～11月15日）を挟んで取りまとめられ、2022年1月11日に環境大臣および農林水産大臣に対して提出された。

日本魚類学会ではパブリックコメントとは別に、上の答申の素案について自然保護委員会を中心に検討した結果を、2021年12月8日に「外来生物対策に対する日本魚類学会からの意見」（<https://www.fish-isj.jp/iin/nature/teian/file/maff&moe.pdf>）として、環境大臣と農林水産大臣に宛てて提出した。今後、2022年度にかけて、外来生物法が改正され、またそれに基づく同法の運用も変更が予想されるが、様々な施行上の問題や課題が指摘されている侵略的外来魚の取り扱いがどうなるのか見守っていききたい。

ここでは、問題や課題の共有のため、日本魚類学会からの意見の主な内容を紹介する。

<論点1> ブラックバス（オオクチバスおよびコクチバス）は、野外への放出が継続している点で特定外来生物の中でも際立ち、それらの野外生息状況を利用するバス釣りは「キャッチ・アンド・リリース」行為を含め容認され、オオクチバスを漁業権対象種とする4湖沼漁協は特例として漁業権の切り替えが継続している。

- ① オオクチバスとコクチバスは特定外来生物指定後も意図的な放流による生息域拡大が相次ぐ一方、摘発例はほとんどない。あらゆる機会を活用した周知・啓発とともに、被疑者不詳であっても摘発するなど、国としての毅然たる態度を示してほしい。
- ② バス釣りは特定外来生物を狙って捕獲する行為のため、錯誤捕獲等、配慮すべき状況は発生せず、捕獲個体の回収で積極的に防除に貢献できるため運用を見直してほしい。
- ③ 4湖沼でのオオクチバスへの漁業権について、次回の漁業権切り替えに際して、漁業権の新規申請は適切ではないとの、環境省・農水省の適切な対応方針の明示がほしい。

<論点2> 環境省と農水省の積極的な調整・連携を図る必要がある。

- ① 特定外来生物の防除は漁業等被害の現場の対応に任せるのではなく、国が第一義的に率先して行うとともに、多様な主体が連携・協力を進め防除をより効果的に行えるよう、適切な支援体制を整備してほしい。
- ② 外来魚の捕獲には、都道府県の漁業調整規則で禁止された漁具の使用に特別採捕許可が必要なものが多いが、許可手続きの円滑化のため、水産庁からの通達がほしい。
- ③ チャネルキャットフィッシュは環境省の単管で農水省との共管になっておらず、漁業における防除活動についても積極的支援のため対応してほしい。
- ④ 生態系被害防止外来種リストの産業管理外来種のうち、ブラウントラウトは総合対策外来種とすべきで、ニジマスも産業管理下から外れた状況を含めて評価してほしい。

<論点3> 観賞・飼育栽培目的で流通する温帯性淡水魚が意図的に野外に放流され、地域の魚類相の変容や地域個体群の不可逆的遺伝的攪乱を招き、絶滅リスクを上昇させる。

- ① 在来種（特に絶滅危惧リスクの高い種）と交雑するリスクの高い種（または属などの上位分類群）を対象として、特定外来生物への指定を検討してほしい。
- ② 国内外来種や地域個体群の交雑の問題についても、外来生物法の範囲外とはいえ、生態系被害防止外来種リストを活用するなど、必要な対策を進めてほしい。
- ③ 生き物の野外放出行為が生物多様性の維持・保全に反するリスクを含むことを、メダカの飼育栽培が推奨されている学校教育の現場を含め、普及・啓発を進めてほしい。